

○議長 知念富信君 ただいまから令和2年第1回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 知念富信君 それでは直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城勇太議員、7番 大城 勝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、議案の上程に入る前に、町長より皆さんに対してお話があるようですので、町長の発言を許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さん、おはようございます。議案の審議に入る前に、議長のお許しを得まして、本町における不適切事案について町民の皆様を初め議員各位におわびを申し上げます。報道でございましたように、民生部保健福祉課において、日本脳炎予防接種第一期追加の通知漏れによる定期予防接種の機会を逸してしまった事案、国保年金課においては、乳がん検診無料クーポン券の有効期限の記載誤りによる乳がん検診受診期間が短縮してしまった事案がございました。町民の健康を守る立場である行政といたしまして、

あってはならないことをごさいますて、対象者の方や保護者の方々へは不安な思いをさせてしまいましたことを深くおわびを申し上げます。今回の件につきましては、職員の公務員としての基本的な自覚と責任感の欠如が原因であったと認識をいたしております。深く反省をし、二度とこのようなことのないよう職員の資質向上に努めてまいります。重ねて、お子様や保護者の方々、検診対象者の方々へ、健康への不安を抱かせてしまったこと、町民の皆様を初め議員各位、関係者各位にご心配をおかけしましたことに対しまして、町民の皆様の信頼を損ねてしまったことに対しまして、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長 知念富信君 それでは、これから議案の上程に入ります。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時08分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第3．議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長 知念富信君 日程第3．議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について 和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。1 事件名 平成28年(ワ)第804号建設工事請負代金請求事件。2 当事者 損害賠償請求者 那覇市真地341-1-101号、有限会社大松産業、代表取締役 松田政次。損害賠償支払者 南風原町字兼城686番地、南風原町。3 事件の概要 本件は、平成27年度に本町が発注した「津嘉山北土地区画整理造成工事(26-14)」において、工事目的物(擁壁)の一部に沈下等が発生し、契約を解除した際の支払残金2,118万1,160円とそれに対する利息の支払いを求める訴訟である。4 和解の内容 別紙のとおり。後ほど説明します。5 損害賠償額 591万1,040円。提案理由としまして、上記事件

について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案いたします。

和解の内容 那覇地方裁判所より提示された和解案に基づき、下記の内容で和解したい。

記 1 被告は原告に対し、本件請負契約に基づく残代金として、591万1,040円の支払義務があることを認める。2 被告は原告に対し、前項の金員を、2020年5月末日限り、…銀行、…支店、……名義の普通預金口座（口座番号……）に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。3 原告及び被告は、原告が本件工事現場に残置した擁壁や資材等については、全てその所有権が、被告に移転したことを確認する。4 原告及び被告は、原告及び被告の間には、この和解条項に定めるものの他に、本件に何らの債権債務がないことを相互に確認する。以上。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 引き続きまして概要説明をいたします。議案第1号の資料をお開きください。議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についての概要でございます。

まず1点目、経過説明としまして、①平成27年7月13日、津嘉山北土地地区画整理造成工事（26-14）の指名競争入札を実施し、同年7月15日に建設工事請負契約。請負金額3,574万8,000円、工期、平成27年7月16日から平成27年12月22日を締結しました。本件工事は、宅地造成において擁壁を設置する工事で、施行手順は地盤が軟弱であることから、地中にくいを打ち込み、その上にコンクリート二次製品の擁壁を設置し、基礎部をコンクリートで固め、擁壁背後を土砂で埋め戻し、工事を完成させ本町に引き渡すものであります。②擁壁背後を土砂で埋め戻した後、平成27年12月24日から擁壁の沈下、亀裂等が発生しました。その後、町でボーリング調査を行い、くいが堅固な地盤に打ち込まれていないことが判明し、請負者へ契約の原状回復の処置を講じるよう、平成28年2月23日付で通知いたしました。③請負者は設計図どおりに施行を行った。原因は土質調査不足で施工に瑕疵はないとの主張で、工期内に完成がなく目的を達成する見込みがないことから、平成28年3月1日付で本件工事の契約を解除しました。④平成28年6月14日付、平成28年（ノ）第56号建設工事請負代金請求調停事件。申立人、有限会社大松産業、代表取締役 松田政次。相手方、南風原町が那覇簡易裁判所より調停申立書が届きました。趣旨は、相手方に対し残金2,118万1,160円とそれに対する利息の支払いを求めるもので、平成28年7月20日から同年10月12日まで3回の調停が行われました。⑤平成28年9月7日の第2回調停で、調停委員から和解の解決金として要求額の2,118万1,160円を双方で負担する折半案の提案がありました。⑥平成28年10月12日、第3回調停で町の負担が多額である等の理由により合意が成立する見込みがないため、調停不成立で調停事件が終了いたしました。⑦平成28年11月11日付、平成28年（ワ）第804号建設工事請負代金請求事件。原告、有限

会社大松産業。代表取締役 松田政次。被告、南風原町が那覇地方裁判所より訴状が届きました。趣旨は、調停と同じく被告に対し残金 2,118 万 1,160 円と、それに対する利息の支払いを求めるもので、平成 28 年 12 月 8 日から令和元年 12 月 17 日まで 22 回の口頭弁論及び弁論準備手続が行われましたが、原告は設計図どおりに施工を行った。原因は土質調査不足で施工に瑕疵はないと、被告の基礎ぐいが擁壁等を支える設計上必要な支持力不足による施工瑕疵であると、両者の主張は交わることなく平行状態が続いておりました。⑧令和元年 12 月 17 日、裁判所から和解の提案がございました。内容は、最終請負額 3,548 万 160 円から、出来高相当額 1,002 万 9,960 円を差し引いた額 2,545 万 200 円に対して、原告 6 割、1,527 万 120 円、被告 4 割、1,018 万 80 円とし、被告 4 割から前金払い額 1,429 万 9,000 円と、出来高相当額 1,002 万 9,960 円との差 436 万 9,040 円を差し引いて、591 万 1,040 円を解決金とする和解の提案がございました。

大きい 2 番、和解提案の概要。令和元年 12 月 17 日、裁判所の和解提案は前述の⑧のとおりでございます。内容は、町の意向に相応するものと考えられることから、これに応じ和解に同意する 591 万 1,040 円の支払義務を認める訴訟上の和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この内容で和解したく提案します。同件につきましては、くい打ち工事における施工方法、支持力の算出、管理方法を公示前に十分な調整確認を行い、施工中の立ち会いによる確認を徹底していれば防げたものと考えられます。今後は、このようなことがないよう工事監督を行う職員の研修等への派遣、勉強会により資質の向上を図り、再発防止に努めて、再発防止をしてまいりたいと考えております。以上が、議案第 1 号 和解及び損害賠償の額の決定についての概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 それでは幾つか質疑をしたいと思っております。議案資料で経過を示していただきました。5 年前になると思っておりますので、私も少し当時の状況もはっきりしない部分がありましたので、資料提供ありがとうございます。順を追って確認をしていきたいと思っております。まず、この裁判の争点ですけれども、その争点としては②であった擁壁の沈下に対する原状回復を町が求めた。そしてそれに対して③のとおり、請負者は調査不足で図面どおりの施工だから瑕疵はないと。そういった争点だと理解をしています。これは、私たちも当時、現場で説明を受けたのを覚えていますけれども、この争点の中でやはり土質調査というところが、相手が不足ではないかという主張をしているので、そこがまず一つの問題点かと思っておりますけれども、この土質調査、ここに現場の図面がありますけれども、現場の形状自体も、こういう形状があるのかと。具体的に言うと、この沈下が起こった場所だけ凸型になっているのです。通常真っすぐな用地かと思うのですが、この現場だけ凸型になっていて、そこだけが沈下していると。そういった点で行くと、去年でしたか、ことしの補正予算でしたか、

再度原状復旧の工事が行われていますけれども、設計の段階での調査とかそういったのがどうだったのかというのが疑問です。形状が、通常考えられる形状と違うので、調査段階でそういったミスはなかったのかということが心配なのですが、調査不足が指摘されていますが、その調査の状況はどうだったのか、まず教えてください。

③の中で、工期内に完成がなく、とありますけれども、完成がないという状況はどういう状態か。ここで見えるのは、業者は工事終了、要するに計画どおりやったと。ただ、行政側は沈下が見られるから終わっていない、そういったことの主張の食い違いなのか。この工事の完成がないという状況はどういう状況なのか、2点目に教えてください。

次に⑤ですけれども、最初は調停ですね。その調停の中で調停委員から和解の提案があって、その中で調停委員からは折半と言われています。そういったところから見ると、やはり調停委員の方から見ても双方に落ち度があるという判断をされていると理解しますけれども、一方で⑥では、町側の落ち度とか相手側の落ち度に触れず、負担額が大きいという理由になっています。⑤の折半という状況と⑥の負担、町はどういう判断をしているのか。その点について教えてください。

次に2ページ目の⑦ですけれども、ここでは裁判に切りかわったわけです。ここでも同様に22回も審議、口頭弁論が行われて主張は平行線ということでもありますけれども、ここでも繰り返し土質調査不足で施工に瑕疵はないということで、相手方は主張しているわけです。ただ、現場説明でもあったのですが、調査は調査ですので、施工の際に実際の数値が合っているか、合っていないかとか、そういった途中途中の調査は全くされないのか。立ち会いもされないのか。完成までに、でき上がって、沈下しました、はい、というそういう方法なのか。普通は現場に合わせた施工をする必要があるような気がしますし、行政にも工事の監理責任があるように私は考えるわけですが、なぜ途中で気づかずに、最後の沈下が起こるまで、沈下が起こるまでというのは、完成して直後ではないんじゃないかと思います。時間を置いてからではないかと思いますが、なぜ途中でわからなかったのか。この辺が全くわかりませんので、教えていただきたいと思います。

次に⑧ですけれども、裁判所から和解の提案がありますが、前回調停では半々でしたけれども、裁判所では6対4となっています。それでも4割は行政の責任があると言われているわけですが、お互いの平行線の主張の中で、どういった責任があったのか。どういう案分なのか。なぜ6対4という判断になっているのか。それについてもお答えいただきたいと思います。

次に⑧である金額ですけれども、解決金から前払い金、591万1,040円ですけれども、実際には3,500万円余りの工事で、今回裁判によってさらにこの金額、もちろん、もともと全額払っているわけではないので590万円余りがあるのですが、後の補正もありますので、補正でやるのでしたらそれでもいいのですが、先ほども言ったようにここは復旧工事がされていると思います。だから裁判だけのお金ではなくて、再度壊すお金、再度設計するお金、新しい工事費と金額があると思うのですが、同じ工事でできたのか。3,500万円の工事で済

んだのか。それ以外に幾らかかったのか。またその財源は何なのか。もともとの財源とどう変わっているのか。その辺をお知らせください。

最後に、町長にお伺いしたいと思いますが、町にとっても、行政と住民である町内の企業、町民と裁判になってしまったというのは、私は決して正しい姿ではないと思います。結果として、必要のない負担も生んでしまっていると。金額は後で明らかにしていただきますけれども、そのように思います。このように、町行政が町民と折り合わなければ裁判をする。そういった行政の姿勢としてどう考えるのか。町長、改めて、今回の裁判、そして新たに発生する費用、これについてどう考えるのか。最後にお答えいただければと思います。以上7点あったと思いますが、お願いします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では1点ずつご説明していきたいと思っております。まず、1点目の土質調査の考え方の質疑だったかと思っておりますけれども、凸型になっているという形状につきましては、同一土地の所有者ということで、一体として利用したいということで凸の仮換地になっていて、その分も隣地との段差が発生するということでの凸型の擁壁の設置ということになっております。当初、この地域の発注をする工事をする際には、もちろん直線部分ということで考えておりました。それで土質調査につきましても、出っ張った凸の部分については、当初工事の発注の中では地権者の意向で凸型になったものですから、その分の調査についてはやっていないということで、その分は調査の中で、近くの土質のボーリングデータを参照として、くい根入れとかそういったものを設計したということで、出っ張った部分とボーリングの既存のデータとの箇所は30メートル程度ですので、それについては、そういった土質調査を使って十分設計はできるだろうということでやった次第であります。ボーリングの調査不足ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、既存のデータで設計ができるということでの考えに基づいて、出っ張った部分についても土質の調査はしていないということでございます。ただ、現状、原因を究明するために町でボーリング調査をしたのですが、それをやった結果、津嘉山西線十字路から、マクドナルドに行く道路が津嘉山西線でございますけれども、それから北側、今言う凸の部分、出っ張った部分の各道路の方向に向かって、支持する地盤が計画されていたものより3メートル深くなっているというものが確認されたということが、現実にございました。しかし、本件のくい打ち工事におきましては、図面で9メートル50のくいを打つということでございますけれども、そのように地盤が変わって深くなった部分につきましては、くいを長くして打つとか、設計で規定された支持力というのは力がございまして、それを確保するというものが現場では求められるということでございます。設計図面が9メートル50だからそれを打つてよしとするものではなくて、規定した支持力を確保するというものが施工工事者の努めということでございます。それをやるのが、本件の基礎工事の重要な部分で

ございます。本件では請負者がくいの支持力を誤って施工した。設計…、これは細くなるのですが、本来求めるべき支持力を誤ってその支持力までとしたということで、本町としては、誤って施工したことによる沈下が要因と考えられております。擁壁沈下後のボーリング調査の結果から、想定外な地盤、支持地盤の傾斜があったことから、発注前の土質調査については、結果としては少し不足していたということが考えられております。

2点目でございますけれども、目的を達成する見込みがないというご質疑についてお答えします。12月24日に現場の代理人から擁壁の沈下の報告を受けて、本町においては原因究明と復旧をします。請負者に復旧を講ずるための期間としまして、2月29日まで工期を改定して延期しております。そういった状況でございますが、復旧するという姿勢が請負者に見られなくて、2月23日に処置を講じるよう文書で通知をしておりますが、請負者は処置を行うことなく2月29日に工事の竣工届、請求書、目的物引渡しが届けられております。そのようなことから、工期内完成がないということで、工事を完成する見込みがないということで、3月1日に契約を解除した状況でございます。

3点目の調停の和解の折半とそのときに応じなかったという質疑だったかと思っておりますけれども、そのときには、調停の和解案としましては、残金2,118万1,000円の相応折半ということで、2分の1が本町の分で1,059万円ということの和解案でございますが、本件擁壁が完成して、町への引き渡しに相当する工事の出来高部分としましては、全体延長がおおよそ102メートルのうち、37メートルが引き渡しに値する部分、延長で36%相当でございますが、その分の金額は約1,002万9,000円程度ということで、これにつきましては平成28年5月11日に、出来高検査を請負者立ち会いのもとで検査を実施しました。それで出来高検査のパーセントにつきましては、先ほど申し上げた金額1,002万9,000円で、パーセントにしまして、おおよそ27%ということで、先に前払金1,429万9,000円を支払っているということと、その出来高と前払金との差額429万円を、先ほどの折半と、さらに429万円を払うということで、合わせて1,485万9,000円の費用が多額ということで判断をして、当時、和解案には応じられなかったという理由でございます。

4点目は、12月の時点で沈下が、そのときにしかわからなかったのかということだったかと思っておりますけれども、工事の進捗といいますか、擁壁工事の沈下発生の時系列を詳細に説明しますけれども、本件は7月15日に契約をいたしまして、11月11日から15日まで、土日を含む5日間で71本の全てのくい打ちが終わったということでございます。その前に試験ぐいというのを、事前に10月にやっておりますけれども、そのときのくい打ちの際にも、本来支持力を確認して、そこでしっかりと双方で、設計されたくいの長さで足りるということを確認してやるべきであったかと思っておりますけれども、その辺で支持力を誤ってその部分をよしとしたということで、お互いに間違っただけをやっているということが、まず最初にあったということが後々の4割の相当分ということもございまして、そういったものがありましたということです。本来、15日までの間にしっかりと監督が立ち会いをして、支持力のものが設計どおり打たれているかどうかということを確認すべきところでは

ございますけれども、10月にやった事前の試験ぐいの中で、支持力を双方誤っているところで、本ぐい打ちが11月11日から15日までやっているのですが、そこでも誤って、支持力の打つべきものの力を、最終的に間違ったところで、規定されたかたい地盤まで打ち込めることができなくて、擁壁が不安定な状態になったということでございます。ぐいの支持力の実際の報告書が来たのは12月末、工期間際にしか、現場代理人から監督員の手元には届いていないということでありまして。沈下して初めて、支持力の取り違いがあったということが、そのときに確認されたということがあって、本来そこで現場立ち会いをして、深くなるか支持力が不足しているとか、その辺のしっかりと確認すべきところを双方、請負者、発注者とも足りない部分があったと考えられるところでございます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時43分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 引き続き説明していきたいと思っております。現在行われている擁壁の再築の工事は、平成31年度の当初予算で計上して、現在施工中であります。2月末で完了予定ですが、この工事について同じ工法、同じ金額かというご質疑だと思いますけれども、それにつきましては、現在、近くに住居がつくられておまして、その振動等に対応するために、ぐいの施工につきましては、前回行った工法とは、振動に対する対策費用等がありまして、若干異なっている部分があります。そういった費用等で900万円ぐらいの費用が、前回とは、取り壊し部分の箇所ではあるのですが、基礎等の部分でそういったものが発生しているということがございます。

それと、今回の4割で和解するという考えでの裁判所の見解でございますけれども、発注者の町におきましては、目的物を引き渡す際の工事請負者からの管理を行う責務がありまして、また原告である請負者は、確実な施工方法により品質が確保された目的物である擁壁をつくる責務があります。本件においては、原告である請負者が日常的な施工管理を司るところの過失があり、過半数の6割とする。しかし、施工時の段階的な確認で、先ほども申し上げたように、立ち会い等で防げるものがあったということで、ぐいの支持力につきましては、請負者、発注者双方でしっかりと確認していれば未然に防げたと考えるが、本件では双方の確認が不十分であり、発注者のそれ相応の負担等は免れないとの裁判所の見解でございます。以上で回答とします。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 照屋仁士議員のご質疑にお答えいたします。今回の訴訟といいますか、和解に関しまして、町長としてどう思うかという趣旨のご質疑だったと思いますけれども、基本的に私は、町民の方とのトラブルといいますか、訴訟みたいなことは、望ましいことではないと考えております。やはり基本的には、何らかの課題、問題が起きた場合は、町民の方にしっかりと説明をして、町の考え方を理解していただく、あるいはまた町民の要望を受け入れていくという、そういう基本姿勢が、私は協働のまちづくりだと考えておりますので、現状の置かれている状況というのは、好ましい状況ではないと判断いたしております。しかしながら、今回のケースもそうですけれども、ケースによってはやはり町の立場も理解していただきたいといいますか、町の方針も理解していただきたいということもあろうかと思えます。そのときは、やはり調停ぐらいまではあり得るかと思えますけれども、可能な限り訴訟というのではないのが望ましいという考えでございます。その中で、今回は専門的な参考人も裁判に入りまして、22回の審問も行われて、それなりに現状、あるいは原因等が明らかになっていったということで、今回、もう5年も経過いたしまして、それなりにしっかりとお互いの立場も理解できたと思っております、私は、今回の和解を受け入れてもいいのではないかと判断したわけでございます。もちろんこれは議会の議決がないとどうしようもないことでございますけれども、今後さらに判決まで待って、あるいはまたどちらかが控訴ということになったりすると、行政と町民の方が、今後も訴訟の状況が続くというのは望ましくないという考え方を持っておりますので、どうぞご理解のほどをお願いいたします。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。裁判で22回、調停で3回ということで、約5年にわたって争われているわけですから、その5年間をここで全部把握することは難しいと私も思います。私としても、最後に町長もおっしゃいましたが、町民と争うのではなく、ある程度折り合いをつけていくということは必要なことだという趣旨で言っていますけれども、公共のお金ですから、やはりその金額とか責任というのは、しっかりと明らかにしないとイケないという趣旨で質疑をしておりますので、先ほど工事の云々もありましたけれども、原因とその責任、私も町民に説明をしないとイケないのです。めくら判を押すわけにはいきませんので、その趣旨で、再度少し教えていただきたいと思いますが、まず1番目の形状について、部長もお答えいただきましたとおり、予定では凸状ではなかったと。しかしながら、推測で凸状の計算も入れたと。結果的に、その計算、調査、数値が違っていたと私は受け取りました。当然場所が違いますので、そういうこともあり得るだろうと思えます。ただ、そこで3点目の質疑の中で、調査不足はあったけれども、途中で立ち会いもしたけれ

ども、必要な支える支持力、当然沈下しないためにくいを打っているのですから、くいを打った時点で調べていないのかということは、普通に考え方としてあるわけです。私は、現場調査に行ったときに、これは当局だったか、懇談の中でだったかは覚えていませんけれども、やはり現場に合わせて、かたい地盤に着くまで打って、それをもとに次の工程に移るといのは、現場でも聞いた覚えがあります。しかしながら、今の説明では設計図面どおり打って、その数値はお互いに間違えたと。これが理解できないというか、もちろん報告が上がってくるのは遅かったかもしれないのですが、なぜそこで数値を見間違える、お互いに瑕疵があったというのは、今説明でありました。なぜそこでお互いに瑕疵が生まれるのか。私の考えで行くと、普通、図面どおり、予定の支持力はあったけれども、実際にはもっと深く打たないといけなかった。その予定の支持力というのは出ていないんじゃないのかと、普通に考えたら思うのです。打っていないんですから。届いていないんですから。だからなぜここが、立ち会いもしてずれたのかというのが、これは後の4割の責任にも絡むとお話がありましたけれども、当初私が聞いたのは、業者側が規定の数値が出るまで打っていないと聞いていたのに、今聞いたら両方間違っているということですから、やはりそこを明確にしないと、やはり再発防止にはつながらないと思うわけです。そこも一応答えてください。

あと6点目に聞いた復旧工事の件、これは予算のときにというお話もありましたけれども、今回の騒音工事がなければ同じ金額でできたのですか。普通できていないですよ。予想より、設計額より深かったのですから。とすると、今回の和解金だけではなくて、今やっている予算分の工事、余計に出た。取り崩し費用も余計に出た。そういうことも加味して、私たちは考えないといけないのではないかと。それは別に次の予算でもいいですが、ただ今回、この和解のことについても、そういった金額が発生すると、既に発生していると理解する必要があります。だからそれによっては、ここで和解しなければ、瑕疵がもっと大きくなって、6対4が減るんだったらいいですよ。先ほど町長が言ったように結審まで行ってどうなるかわからない中で、やはりここで歩み寄ろうと。そういう判断を私たちはしないとけないと思います。その観点で伺っていますので。先ほど900万円とおっしゃいましたが、ここにかかわる、900万円というのは騒音工事だけですか。取り壊し費用もあると思います。再度、再設計、先ほど言った調査のためのボーリング、もろもろいろいろな費用が、もともとなかったはずの費用が発生しているのではないですかということを私は聞いているわけですので、再度その辺を、予算でも結構ですので、予算で答えるのであれば予算で答えると言ってください。

最後に町長、基本的な姿勢としては共通していると理解しています。結審前ですので、判決が出ていない中で、町にどれほどの責任があるかというのは、この時点ではお互いの歩み寄りだという理解です。ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、この時点の歩み寄りでも、4割は行政にも責任がある。しかもこの5年間にわたって、町民と争ってきたわけです。争うというのか、歩み寄りというのか、それは言葉の違いだと思いますけれども、再度、新たな負担も含めると、当事者に4割の負担をかけるだけではなく、ほかの町民、先ほどの

新聞報道の件もありましたけれども、そういった部分では、町民に多大な心配をかけているという理解も必要だと思います。そこも共通しているということでもよろしいか。そのお答えもお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず1点目についてお答えします。くいを打つ際には、基本的に設計図面、地中にあるかたい地盤というのは、一本一本全部把握するというのは大変厳しい、多大な調査費がかかるということで厳しいところがございますけれども、図面上で9.5メートルと記された部分であったとしても、上の重さを支えるものが必要ですので、しっかりとかたい地盤につける必要があるということは、議員もそれはご理解しているところだと思います。それに応じて、しっかりと規定された支持力を確保する必要性があるのですが、その際に、これを打ちこむ工法につきましては、発注者がその工法でいって、その場合の支持力の算定式がございまして、それで支持力を現場では確認するわけですが、そこが設計上の許容支持力という、許された支持力は設計上のものですが、それを確保するというのが現場ではあるのですが、現場で算定式自体が、極限支持力という、その許容支持力の地震時で言いますと2倍とか、ちょっと細くなるのですが、常時で言いますと3倍を、さらにこれを確保しないといけないと。それを、許容支持力と現場の算定式がイコールということ、双方取り違い、同じような勘違いをしていたということです。だから、本来であればこの許容支持力の3に、現場のほうでは2倍の支持力で打たないといけないのですが、結局そこをイコールと捉えてしまって、実際、基本的にはその支持力不足が発生してしまったということの内容でございます。もちろん、くいが長くなりますと、くいの自重分とかいろいろとそういったものが変わってきて、現在行っているところでは、長くなる分、くいの本数はふえる部分もあります。その辺で現行の3,500万円のものの中の金額では現在できていなくて、やはりそれ以上の費用として発生しているというような、現在行っている工事の中では、先ほどの振動のものもございまして、工法の変更もあってくいの本数もふえている部分がありましたということを追加して説明します。

あと今までに、議員ご指摘のとおり、沈下した部分、取り壊した工事費とか再築する際の設計とか土質調査費とか、そういったものがいろいろと、現在行う工事のために、いろいろなものがありますけれども、それが締めて、現在行っている工事が4,400万円ぐらいの工事費がかかっておりまして、細かい取り壊し費とかの設計調査等が、ほかに1,600万円、合わせて6,011万円余りが現在再築する工事に要している部分がございます。先ほどの和解案にもございましたけれども、取り壊しの工事において、現場から発生した再利用できる擁壁と地中に埋まっているくい、そこについては現在行っている工事の中で再利用しております。その資材分については、和解案の中で現状そのまま引き渡しますということの内容になっておりますので、その分は、資材相当分に当たる部分が和解の金額相当分ということにな

りますので、そういったもので取り壊し費が800万円かかりましたけれども、そういった材料分がしっかりと使用できる状況、再利用できたということをつけ加えて、私の説明はこれで終わります。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいま部長からございましたように、新たな負担が発生しているということと、それから和解の条件の6対4ということがございますけれども、この件に関しましても、議員ご指摘のとおり、やはり4割は町にも瑕疵があるだろうという理解であります。そういうことで、新たな負担が発生したことと、町にも瑕疵があったという裁判所の判断といたしますか、それに関しましては、やはり最終的には、町長の私の責任でございますので、そのあたりはまたしっかりと私自身反省をいたしまして、今後の行政運営に役立てていきたい、教訓としていきたいと考えております。

先ほど冒頭でおわび申し上げました予防接種に関する不祥事等も含めまして、やはりそういう状況が二度と起こってはいけないということも痛感いたしておりますので、それに関しましては、今回の訴訟も含めまして、全庁的な体制で職員研修とか、あるいはまた専門的な先生をお呼びして、勤務時間外になると思っておりますけれども、全職員を対象とした自己啓発の研修、そういうものにも取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしましても、あってはならないことが発生したわけございまして、繰り返しになりますが、町民の皆さんを初め議員の皆さん方にも改めておわびを申し上げたいと思っております。まことに申しわけありませんでした。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長、本当にそこも認識が一緒で、私たちもチェック機関ですので、何も執行部だけが悪いということではなくて、こういうことが起こるたびに私たちも町民から議会は何をやっているんだ、何を調べていたんだということも言われるわけです。そういった意味では、行政当局だけではなくて、私たちもともに責任を担っているということを、改めて理解いただきたいと思います。

部長、先ほどの金額のところの確認ですけれども、この資材は再利用できているということと、当然最初の3,500万円の中にその資材も含まれているわけですから、それが使えらなくなるとなると、新たな工事費が4,400万円、取り壊しほかが1,600万円、約6,000万円プラスその資材代があるわけですから、そうなる、本当は万全の工事をしないといけなないので工事費が上がるというのは当然理解できますけれども、費用としては本来それぐらいかかるべきであったというふうにも理解できるわけです。そういう考え方でよろしいですか。6,000万円プラス資材代があるという考え方でよろしいのか、その1点だけお願いし

ます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 そのとおりでございます。現在行っている工事の中で、取り壊しで発生した再利用できる材料につきましては使用しておりますので、その分が、先ほど申し上げた金額にプラスされるというご理解でよろしいと思います。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 2点ほどお聞きしたいと思います。一つは、現場合わせの話があったのですが、これは以前からいろいろ説明を聞いているのですが、急に深くなった部分、要するに調査したところは、試しにやったところは、一番深いところは打っていないと。その横のほうを打っていて設計しているわけですが、ただ、業者としては設計どおりにやるのが業者の仕事だと思います。設計どおりにやらないと契約違反ということになるわけですから。要するに設計どおりにやるのが業者の仕事。ただ、この設計どおりにやったら深いところがあって、そこは打っていなかったということなんです、要は。それで先ほどから現場合わせという話が。要するに施工しているときに、実際には9メートルまで深いのに、8メートルぐらいで設計してあるからといって8メートルでとめたら、壊れるのも当然であるし、ところでこの現場合わせというのは、契約するときにもそのこともきちんと明記されているのかどうか。工事を施工するときには、それは当然のことなのかどうかということですね。それをやらなかったことが原因になっているわけですから。そのことをお聞きしたい。

もう一つは、6対4で負担しているけれども、4割というのは皆さん方の心づもりであったのかどうか。要するに最初の調停の時期から折半ではまずいということで、ただ先ほどの説明を聞いていると、全長で102メートルあるうちの36メートルはきちんと工事がされている。そうすると、きちんとできているのは約4割です。きちんとできているものが4割だから、その分は支払いましょうと、そういうことなのか。私はそうなのかと感じたのですが、皆さん方の、実際に調停のときから思っていた心づもりというのは、どういうところであったのか。そしてそのとおりになったのかということですね。後から裁判所から出されたもので6対4だったからその程度だと納得したのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず1点目の現場合わせということでございますけれども、本件、特に基礎にくいを打つものにつきましては、地中でございますので、想定外の深さになるとか、または想定内の短くなるとか、その辺はあり得るものでございます。そういった

ものにつきましては、契約の約款の中で、現場がそういった設計図書より変更が生じた場合ということにつきましては、発注者側、また受注者側から、双方から発議して、そういった協議調整をするということが、約款上に書かれているという内容でございます。それが現場に応じて設計図面どおりではない場合には、そういったことでくいを長くして打つとか、短くする場合も多々ありますということが、それが1点目の回答ということでございます。

2点目の6対4、調停との考え方ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、調停につきましての和解不成立につきましては、折半ということですと相当な費用がかかるということで、そこについては応じられないということでの不成立ということでございますが、今回の4割、あくまでも裁判所からの和解の提案でございますけれども、裁判所の見解は、先ほども申し上げましたけれども、基本的にもものをつくる側が請負者ということで、そのつくる側がしっかりとしたものをつくると。設計図面どおりということではなくて、先ほどの約款に基づく変更の条件が変わった場合とか、その辺につきましては、しっかりと協議調整をして行う必要があるということも、約款で規定されている部分でございます。日常的に現場でもものをつくるというのは、現場サイドでございますので、そこでしっかりと、そこにつきましては、下請受注というのは、下請に発注されている、発注者でもあるということでありまして、もちろん下請の管理につきましては、元請でございます原告側が管理するということで、そういった管理責任がございます。日常的にもものをつくる側で、そういったものをしっかりと管理監督をしないといけない部分があるということで、原告側の相応分、過半数相応の6割ということで、そういった裁判所の見解で、原告側に言いますと、やはりその目的物であります擁壁を引き渡す際に原告側の目的物がしっかりとできていくかというものを管理するというものが、そこに少し欠けた部分があったのではないかと裁判所等の見解ということで、過半数の6が原告、4が被告という内容で、それについてはそれ相応の分ということで、こちらとしては、金額面の話も、先ほども調停の話がございましたけれども、調停の折半よりは相応に、こちらの意見についても理解された内容ではないかと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 どちらにも管理する責任度合いで6対4と受け取ったのですが、ところで、この工事する方も元請とか下請とかいろいろあって、実際に契約した元請のほうが、管理監督をする責任があると。設計をした町としても、監理する責任があるわけでしょう。それで、先ほどこの変更については、約款で、変えるところがあったらどちらからでも発議をしてやっていくということだったのですが、それができなかったのは何なのか。要するに、もっとくいを打たなければいけないのに、打たなくて途中でとめたということになっているわけですが、設計どおりにやったということになるわけですが、でも、きちんと契約の約款でかたい地盤までいかないと、変更していかないといけない、そういう発議

をしないといけないということになっているけれども、実際にはやっていない。なぜそういうことが起きたのか。その点が、私は今後につながっていくと思うのですが、このことがなぜできなかったのか。皆さん方はどのような見解ですか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 答えいたします。これにつきましては、先ほど来申し上げていますが、本ぐいは11月に実際打ち込みをしたのですが、10月に試験ぐいとして打っているところであります。そこで、先ほど来申し上げておりますけれども、支持力の確認が、専門的な話をしますけれども、設計上、許容支持力を確保するというので、現場にも指示してございますけれども、現場も、その許容支持力を確保したと。しかし、現場で使用する算定式は極限支持力の算定式であって、それがイコールにはならないということです。だから2分の1の分しか現場では施工されていないという、力が半減された状態で打ち込まれているという状態が、そこは、本来発注者としてもそこをしっかりと確認してやる必要性があったということで、最初のくい打ちの試験打ちの段階から、そういったものが本ぐいの中でも誤った施工ということで、支持力の誤った取り扱いをしてしまったということが大きいところということです。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今話を聞きますと、ちょっと難しい言葉があったのですが、要するに支持力を確保するということが当然なだけで、現場のほうで支持力の確保ができていないのにそこでとめたということなのですか。そうであれば、皆さん方はそこで監督はしないのですか。要するに、業者がこれでオーケーとなったとき、皆さん方は、いや、違うんじゃないかという、皆さん方の監督はしないのですか。業者任せということなのでしょう。その辺をお聞きしたいです。皆さん方がそばにいれば、皆さん方の考えどおりにやったら、もっと支持力があるところからもっと打てという感じになったのではないかと私は思うのですが、現場のほうで、いや、ここでオーケーとなって終わったから沈んだと私は思うのですが、皆さん方のそのときの監理とか監督はどのようになっていたのですか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 答えします。本ぐいの施工は、先ほど来申し上げておりますけれども、11月11日から15日までの土日を含む5日間ということで、71本のぐいが打ち込まれている状況でございます。もちろん、ぐいの打ち込み施工立ち会いということで、請負者のほうから立ち会いをお願いされたところがございますが、監督員の諸事情によっ

て立ち会いができなかったということが、本ぐい施工において立ち会いができていないという部分があります。その報告書、本来くいの支持力の報告を受けたのが、既に12月の工期の末ぐらいということで、ほとんど工期が完了したときに、完了くいの打ち込み報告書を受けているということでございます。そういったところがありまして、つけ加えて申し上げますと、短くなった部分についての立ち会いは、そのときに現場立ち会いを行って、くいを短くしたという部分の立ち会いはやっております。そういったところは立ち会いが不十分という部分も、その辺にも要因があったかと思われまます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 これまでの皆さんの質疑と答弁の中で、私自身わからないのがあるので教えてください。9.5メートルのくいを71本打ち込んで、そのうちの何本かが支持力基盤まで届いていなかったということだったと思うのですが、このくいを打っていくうちに、届いていないということは、業者側は機械的にわかるのですか。これは届いた、これは届いていないのがわかるのかということと、もしそれがわかれば、彼らは発注者側に報告する義務があるんですね。これが一つ。

もう一つは、何度か使われている現場合わせという言葉は、どういう意味なのか、わかりやすく教えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 1点目のくいの支持力の確認の仕方だと思いますけれども、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時23分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほど休憩中に申し上げましたけれども、支持力という、双方で取り違いをされたものが一番の原因ではございますけれども、本来下請でございますくいの専門業者も、今回くいを打つ支持力というものをしっかりと認識されているものがなかったのかということも、元請と下請の施工の内容についての確認が不明確だった部分もあったかと考えます。

それと現場合わせについての話ですけれども、これは本件で言いますと、現場でのくいの変更、くいが長くなるとか、短くなるとかということのものが現場合わせということの類語になるかと思えますけれども、基本的には設計図面どおりつくというのが通常でございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、契約、約款の中で条件、現場の状況とか、そういったものに変化があれば、そうやって変更していくというのが、双方、発注者、受注者ともその辺は変更するということであります。それは、お互いに協議をした上で変更をするということで、一方的に業者からそれを現場合わせですということはないということでもあります。それは、請負業者側から、現場の地盤が設計よりつかないのもっと長くしますとか、あそこにありますから短くしますというものは、発議をして、発注者がそれを承認するということが、現場のほうでは、工事の際にはそういったことをやるということでございます。現場合わせと言っても、工事請負者のほうで勝手にやるということではないということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これまでのやりとりの中で、むしろ疑問に思うことが出てきましたので、質疑いたしますが、まず一つは、これはこれまでのやりとりではなかったのですが、今回6対4の和解案で4割の負担ということで、議会に同意してもらおうとしているわけですけれども、相手方はこれで和解しよう、のみましようとなっているのかどうかについて、お答えいただきたいというのが1点です。

それから、この土地の形状から、いわゆる凸の飛び出している部分、ここについて今回この話になっているわけですね。設計時点では、ここは飛び出していない形で設計をした、設計というのは深さの調査をして、それに沿った設計をしたということだと私は理解しましたけれども、それは近いところで、想定で打ったのだと。そういう想定で打つように指示をしたということですが、なぜこれを、きちんとした調査をして打つような指示にできなかったのか。想定で済ませたのかということについては、この裁判ではどのように評価されたのか、お聞きしたいと思います。

それから、立ち会いをしていなかったということが先ほどの答弁の中で出てきました。なぜ立ち会いをしなかったのか。

それから、先ほど岡崎議員からもありましたけれども、これが届いたと。支持するところまで届いた、支持基盤まで届いた、あるいは届いていない。これは、例えば打つ現場で何らかの数値があつて、後で報告書が上がってきたということでしたから聞くのですが、何らかの数値が表示されて、これでオーケーだと、あるいはまだいけると、こういう判断がされているのか。それとも打つ人の感触みたいなもので、いわば職人の勘でやるのか。この辺はどうなのかお伺いします。

先ほど、実際打ち込みを専門にしている業者の方からは、これで十分なのかということが

裁判の中でもあったということでしたが、こういうことのためにこそ、先ほどの質疑になるのかもしれませんが、立ち会いというのがいて、あるいは数字が示される現場にいて、いや不十分だという指示がその場でされる。もう終わってから、私、先ほどの日にちの関係、不十分ですけども、報告書が後で上がってきたと。それでもって、それを受けとめたわけですね。役場としてはそれを了解したわけですね。その時点、現場にいなくてもその数字さえあれば、なるほどということを受け取るのであれば、現場監督は要らないわけですね。現場での立ち会いは要らないことになってしまうので、このあたりがどうなのか。そういう点についてお聞かせください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず1点目の相手方と和解する内容についての意見だったかと思いますが、議案の和解の内容にありますとおり、その内容については1月17日に裁判がございましたけれども、その席で了解するということの確認はとれております。

あと凸部分のくい設計をする際の土質調査が不十分だったということの質疑の中で、本訴訟の経緯を見て、和解とかを見てどう考えるかということでございますけれども、結果としまして、調査を十分に施工、工事の発注あたりはすべきであったと考えております。発注の際には、近くのボーリング調査の距離的なものとか、近くの距離の関係とか、その辺で十分に判断できるであろうということで、設計はした次第でございますけれども、やはり土の中、見えない部分がございますので、その辺については調査を十分に、今後、工事の発注の際には設計、土質調査等をしっかりと行う必要があると認識しております。

立ち会いの有無についてですけども、本人は別件の工事もその際に抱えておまして、十分立ち会いができなかったということが主な理由でございます。本来であれば、打った後、15日にはくい打ちが終わっておりますので、その後しっかりと支持力の報告書を求めて確認すべきであったと思いますが、そういったところが工期の終了間際にしかとれなくて、今回の事態ということになって、大変残念だと思っております。その辺は早期に報告書等を取り寄せて、しっかりと支持力の確認をとってやるべきだったと認識しております。

あと、施工下請業者のくいを打つ判断といいますか、その辺の話だったかと思いますが、これも細かくなるのですが、もちろんやわらかいと、打ち込む際の時間がすーっと入ってしまいますので、その辺が、くい打ちをする際には1メートル当たりの打ち込み時間がベースとなりますということで、問題はそこの機械の圧力とか、それを掛けて打ち込み時間はどれぐらいの時間を要するのかということで、もちろんやわらかいとすーっと入っていきますので、ほんの何秒かで1分もたたないうちに打ち込んでしまうと。1メートルやれば、そういったものが、かたい地盤になると時間がかかってくるということで、その辺に判断できる部分があったということの内容でございます。その辺でも十分に、まだかたい地盤に達

していない部分があったのかなということの、下請施工者の意見、そういったものが判断と
してできるということでもあります。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 順番はあちこち行くかもしれませんが、まず一つは、立ち会
いをしていないことについては、担当者が別件の仕事も抱えていたと。別件も抱えていてそ
の場にいらなかったということですから、これはまさに仕事の割り振りの問題なの
か、どうしてそういうことになってしまうのか、現場にいらなくてもいいという判断を上司が
したのか、本人の判断でそんなことができるかは私は思わないのですが、幾つか仕事があっ
て、どちらが最優先かという判断をして、それは担当者が一人で判断できる仕組みではない
と思うのですが、なぜそのようなになったのか。

それから15日までに打ち込みの作業が終わって、報告書が出てきたのは終了間際。終了
間際というのは引き落とし間際で十分調べる時間がなかったと。これはやはり、作業工程の
調整の問題なのか。あるいは、今の答弁の中では、現場で終わればその数値も、今言った時
間に対して何メートル打ち込むことができるかという数値に出る。そういったものが後日
送られてきてもいいと。翌日であればまだ対応できたということであれば、必ずしも現場に
いる必要はないわけです。現場立ち会いと言っても、数字の報告でいいなら、そうすると、
立ち会いという名称ではあるけれども、これまでは別の工事の仕事も役場はしているわけ
だから、そういった事例はいっぱいあったというふうになるかと私は思うけれども、そうい
う性質のものなのか。なぜそんなに報告が遅くなるようなことを許したのか。照屋議員から
もあったように、しっかりやられていれば、出さなくていい負担を町民に負担させていると
いうことですから、そういった再築などの場合には、補償金などはどうなるのかわかりませ
んが、恐らく自分持ちじゃないかと思うと、これも答えてもらったありがたいけれども、
町民の負担を重くしているわけです。その点はそう思うけれどもどうなのか。

それと必要な深さの測定を推測でやっただと。近いところだからそう変わらないだろうと
いう判断で、その辺も裁判所では議論になったと思うけれども、これは町の不利に働いたと
いうことですし、立ち会いをしなかったというのも町の責任の部分を含めると思うのです
が、裁判でもそうなるはずだろうという判断なのかどうか、お聞かせいただきたいと思
います。

前の町長もずっと言っておられた報告、連絡、相談、今言った立ち会いができないならど
うしましょうかということも、なされたのかなされていないのか、まさに「報・連・相」で
すよね。前の町長がよく言っておられた。朝の町長からの報告の中にも、そのように感じら
れる。私新聞を見たときにも町民からいっぱい質問があったのに、対応はどうだったのかと
いうことからしても全部報告、連絡、相談ですよね。職員の間でしっかりコミュニケーション
がとれているのだろうかとは感じました。まずは質疑に答えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほど来、概要のほうでも申し上げておりますけれども、段階的に工事の施工段階で立ち会いをして、目的物の質のいいものをどのように確保するかということが、立ち会いの目的ですので、その辺をしっかりと現場立ち会い等は行う必要性があったということ、立ち会いの必要性といたしますか、その辺はそういった内容でございます。今回の場合には、監督員であります職員からの、当時、私は担当課長でございましたけれども、そういったことの立ち会いをしなくてもいいかということの話は、直で私のほうにはございませんでした。本人が十分な認識を持って立ち会いに臨むということが務めということと考えているところでございます。

先ほど来申し上げますけれども、報告書を十分にチェックして、そこをまた次の工程、くいの上には基礎の鉄筋等を配置しまして、コンクリートを打設するという工事、工程が出てきますので、そういった工程に至る前に、そこをしっかりと確認しておく必要性があったと認識しております。もちろん、ご指摘がございますとおり、予算についてもしっかりとそういったことを十分にやっていたら、未然に防げたものがあったと思っておりますので、発生している予算についても、基金等を取り崩してそういった対応でやっておりますけれども、皆さんにご迷惑をかけたということは、大変申しわけなく思っております。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 42 分）

再開（午前 11 時 42 分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 本土地区画整理事業につきましては、保留地処分基金、処分したお金を基金に積み立てて、そのお金で対応費としてやっているということでございます。

4割の負担という内容につきましては、再三申し上げますけれども、先ほどの目的物でございます擁壁の基礎工事後の立ち会いとか、そういった引き渡し時の支持力の確認等、発注者監督員としてその辺に不十分な部分があったということでございます。過半数の6割というのは、やはりつくり手側が現場でそういったものをしっかりとつくるための手段といたしますか、施工方法、手段については、つくり手の責務でございますので、その辺が過半数の6割、あとはそれを監理する、引き取る側の町の監理、そこが不十分、立ち会い

等を含めて監理が不十分だったということの4割相当ということの内容だと認識しております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 (午前11時45分)

再開 (午前11時54分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第4. 議案第2号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

○議長 知念富信君 日程第4、議案第2号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号） 令和元年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,935万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第2号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について概要説明します。歳出7ページをお開きください。議案第1号で説明しました津嘉山北土地区画整理造成工事（26-14）に伴う建設工事請負代金請求事件に係る弁護士委託料131万円と同請求に対し和解を求めるとの和解金591万2,000円の計上でございます。

なお、歳入については6ページです。繰入金でございますが、土地区画整理事業基金、保留地処分金で積み立てた基金がございますので、それから基金を取り崩しての計上ということになっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点だけ確認したいと思います。先ほどの審議の経過も含めて、今回の補正予算での、追加で取り崩すのは和解金591万2,000円と、裁判の委託料131万円ですけれども、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、今年度の予算で追加工事等がありましたので、本来の工事以外に発生する費用は、この補正予算の700万円余りと先ほど言った工事費、取り壊し費用の約6,000万円、そしてまた当初払われていた1,429万9,000円が、この工事の余計にかかるお金だと理解してよろしいですか。確認ですのでお願いします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 今回の補正は、先ほどの議案に係るもので、弁護士の報酬委

託料としましての 131 万円と和解金の 591 万 2,000 円の補正分。取り壊し費とその他設計と土質調査につきましては、平成 31 年度当初予算には、既に平成 30 年には終わったと思えますけれども、過去に終わった工事、設計調査でございます。平成 31 年度当初予算におきまして、現在施工中の工事費分が当初予算の分で現在施工しているという状況でございます。それに、今回の訴訟、和解に伴う 720 万円余りの分を補正とするということの内容でございます。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 すみません、年度の問題はあると思えますけれども、この箇所の工事ということで考えていただければと思えますが、もう一度繰り返しますけれども、今回の補正予算は 720 万円余りです。その場所の工事、最初に支払ったお金 1,429 万 9,000 円、これは出来高でもともと払っているわけですね。ですから、そういうことで考えれば、今回の工事によって発生したお金は、もともと払った 1,429 万 9,000 円、そしてさらに追加工事、追加設計とかでかかった約 6,000 万円で、今回の補正の 722 万円、この合計額という理解でよろしいですかということですよ。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議員の考えているとおりでございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 2 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第2号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 報告第1号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 知念富信君 日程第5. 報告第1号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第1号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。専決処分については1月10日に行っております。1 専決処分事項 平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額2億8,373万7,600円、増額金額305万8,000円、変更後契約額2億8,679万5,600円。(2) 契約の相手 平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事建設工事共同企業体。代表取締役 住所 沖縄県那覇市字仲井真392番地、有限会社仲土建、代表取締役 仲里源正。構成員 沖縄県うるま市字田場1792番地、有限会社琉創建設、代表取締役 玉寄 實。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字兼城262番地、有限会社新里産業、代表取締役 新里幸市。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山508番地、株式会社仲里建設、代表取締役 仲里友一。2 変更した理由 避難通路の設計変更等により増額となったためであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○**教育部長 金城郡浩君** ただいま報告がありました平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の変更部分についての内容をご説明申し上げます。今回、避難通路におきましては、議員ご存じのとおり、新川側から階段をおりまして、学校側のほうに3つの階段があります。北側は駐車場側へ、それから中央のほうが校舎側に、それから南側に運動場側への3つの階段があるのですが、今回の変更部分については、のり面よりの転落防止、手すり等を安全確保のためにふやしております。それから駐車場側へのすりつけ、それをやるための安全性確保のために、階段部分の延長の変更により増額となったものでございます。

○**議長 知念富信君** これからただいまの報告について質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○**議長 知念富信君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第1号 専決処分「平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

○**議長 知念富信君** 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**議長 知念富信君** 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 (午後0時08分)

再開 (午後0時08分)

○**議長 知念富信君** 再開します。

○**議長 知念富信君** 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和2年第1回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 (午後0時09分)